

質問書に対する回答

平成30年6月14日

質問内容	回答
県内の企業リストのデータを発注者より提供頂くことは可能であるか。また、そのリストには業種名は含まれているか。	県男女共同参画推進企業認定企業については住所及び従業員数を含むリストを提供するが、その他の企業についてはリストの提供は行わない。
仕様書6(1)ア(ア)について、対象企業の抽出に関して、抽出方法の指定はあるか。 指定が無い場合は、抽出方法の報告は必要か。	抽出方法に指定はないが、これまでの調査で回答のある企業は含めること。 また、仕様書6(1)イ(ウ)【留意事項】記載の通り、業種に偏りがないよう抽出し事前に県の実情を知る必要がある。ただし、抽出方法の報告は不要である。
仕様書6(1)ア(キ)について、「広く参加を募ること。」とは、インターネット上の公開以外に指定の方法はあるか。	指定の方法はない。
仕様書6(1)ア(キ)について、公開サーバは県庁Webサーバか。もしくは受託者で準備する必要があるか。	受託者で準備する必要がある。
仕様書6(1)イ(ウ)について、エラーチェックに方法の指定はあるか。 無い場合は目視をエラーチェックの一つとして良いか。もしくは複数人で同一のデータを入力しての突合せが必要か。	目視でも構わない。複数人での同一データ入力突合せは必ずしも必要ではないが、入力ミスを防ぐように努めること。
仕様書6(1)イ(ウ)について、過去の報告書を参考にする閲覧することは可能か。	閲覧は可能である。 なお、業種毎の回答数及び全体に対する回答率、各設問に対する回答数、回答率が分かる内容であれば様式等は任意である
回収事業所数が350に満たない場合、ペナルティはあるか。 また、督促する必要があるか。	ペナルティは特段設けていないが、可能な限り350社以上となるよう努めること。 また、督促は行うこと。
仕様書6(2)ウ(キ)について、納品場所及び納品数は発注者よりリストをデータで提供いただけるのか。 リストが無い場合は、納品場所及び納品数の選定に指定方法はあるか。	仕様書6(2)ウ(キ)記載のうち県内事業所以外については、発注者より納品場所及び納品数のリストをデータで提供する。 県内事業所については、受注者の選定によるが調査票送付先は含むこと。また、納品数の選定方法は指定はないが事前に発注者と協議すること。
仕様書6(2)ウ(ク)について、「掲載する個人企業等に了解を得ておくこと」とあるが、了解	指定はない。

を得る方法に指定はあるか。	
納品については発送で構わないのか。 一定区域内は訪問する等の指定はあるか。	全て発送で構わない。
アンケート記入に関しての質問は、窓口は発注者か。受注者が仲介する必要があるか	回答方法等の手続きに関する事は受注者が対応すること。アンケートの趣旨・目的に関する事は発注者が対応し、その際、受注者が仲介する必要はない。